

# 新たな資金決済サービス

イノベーションの促進と利用者保護に向けて



金融庁

## 目次

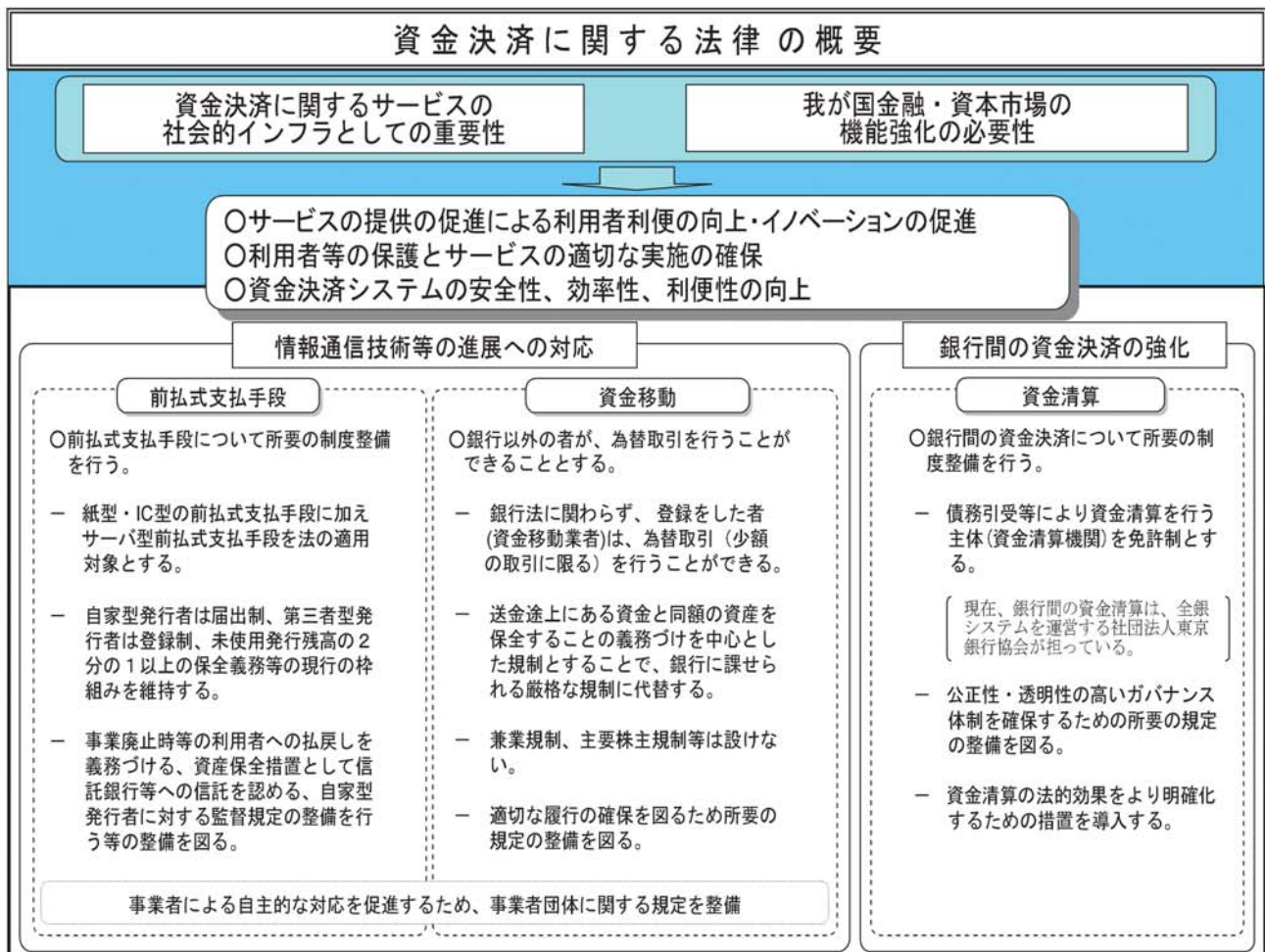
資金決済法とは.....	1
前払式支払手段に関する主な変更点.....	2
資金移動業について.....	3
資金移動業の利用上の注意.....	4
資金決済法 Q&A.....	5

# 資金決済法とは

「資金決済に関する法律（資金決済法）」は、近年の情報通信技術の発達や利用者ニーズの多様化等の資金決済システムをめぐる環境の変化に対応するため、①サーバ型前払式支払手段の規制対象化、②為替取引を銀行以外の一般事業者にも認める資金移動業の創設、③銀行間の資金決済に関する制度整備としての資金清算業（免許制）の導入、を主な内容としています。この法律は、一部の規定を除き平成22年4月1日より施行されます。

なお、「資金決済法」の施行に伴い、「前払式証票の規制等に関する法律（前払式証票規制法）」は廃止されます。

## ■ 法律の概要図



## 前払式支払手段に関する主な変更点

### ■ サーバ型前払式支払手段の規制対象化

現在、前払式証票（プリペイドカード等）は、「前払式証票規制法」により規制されています。同法においては、商品券やIC型プリペイドカード等に規制対象が限られており、近年発行が増加しているサーバ型前払式支払手段は規制の対象外であったことから、利用者保護上の問題が指摘されていました。このため、今回施行される「資金決済法」では、サーバ型前払式支払手段を新たに規制の対象としています。

- ※1 「前払式証票」とは、商品券、IC型プリペイドカード等のように利用者から対価を得て発行され、これらを使用することにより商品やサービスの提供を受けることができるものをいいます。
- ※2 「サーバ型前払式支払手段」とは、利用者に交付される証票等に金額の記載や記録がなく、IDのみが交付され、これによって店頭の端末やインターネットを利用して発行者等が管理するサーバにアクセスし、サーバに記録された利用者の金額の範囲内で商品やサービスを提供する仕組みとなっているものをいいます。

### ■ 前払式支払手段への表示

「資金決済法」においては、「前払式証票規制法」に比べ、前払式支払手段に表示する事項が拡充されています。具体的には、苦情又は相談に応ずる営業所や、事務所の所在地及び連絡先が追加されました。これにより、利用者は購入した前払式支払手段について、より充実した情報を入手することが可能になります。

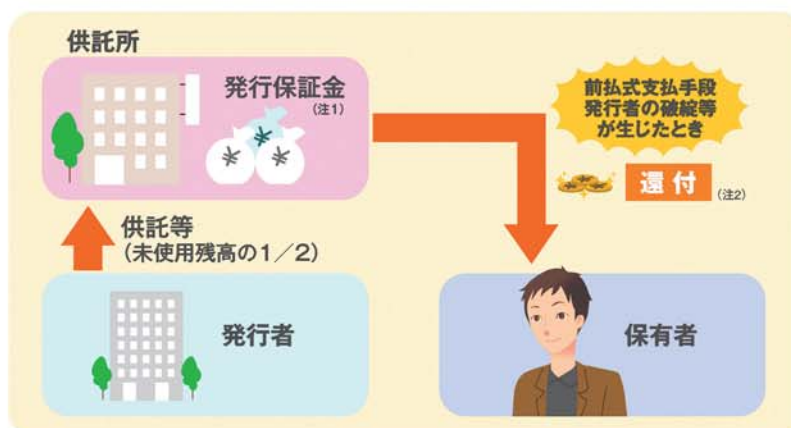
※ サーバ型前払式支払手段については、ホームページ等により表示される場合があります。

### ■ 前払式支払手段の払戻し

前払式支払手段の払戻し（換金、おつりなど）について、「前払式証票規制法」では特段の規定が置かれていませんでしたが、「資金決済法」では一定の場合を除き、原則として払戻しを禁止することとしています。

### ■ 利用者保護の仕組み

前払式支払手段の発行者は、未使用残高の2分の1以上に相当する額の発行保証金を供託すること等が義務付けられており、万一、発行者が破綻した場合等には、発行保証金から配当を受けることで、利用者保護が図られます。



(注1) 発行保証金については、供託所への供託のほか、銀行等による保証契約、信託銀行等への信託が認められています。  
(注2) 前払式支払手段の保有者は、発行保証金について他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有しています。

## 資金移動業について

### ■ 資金移動業とは

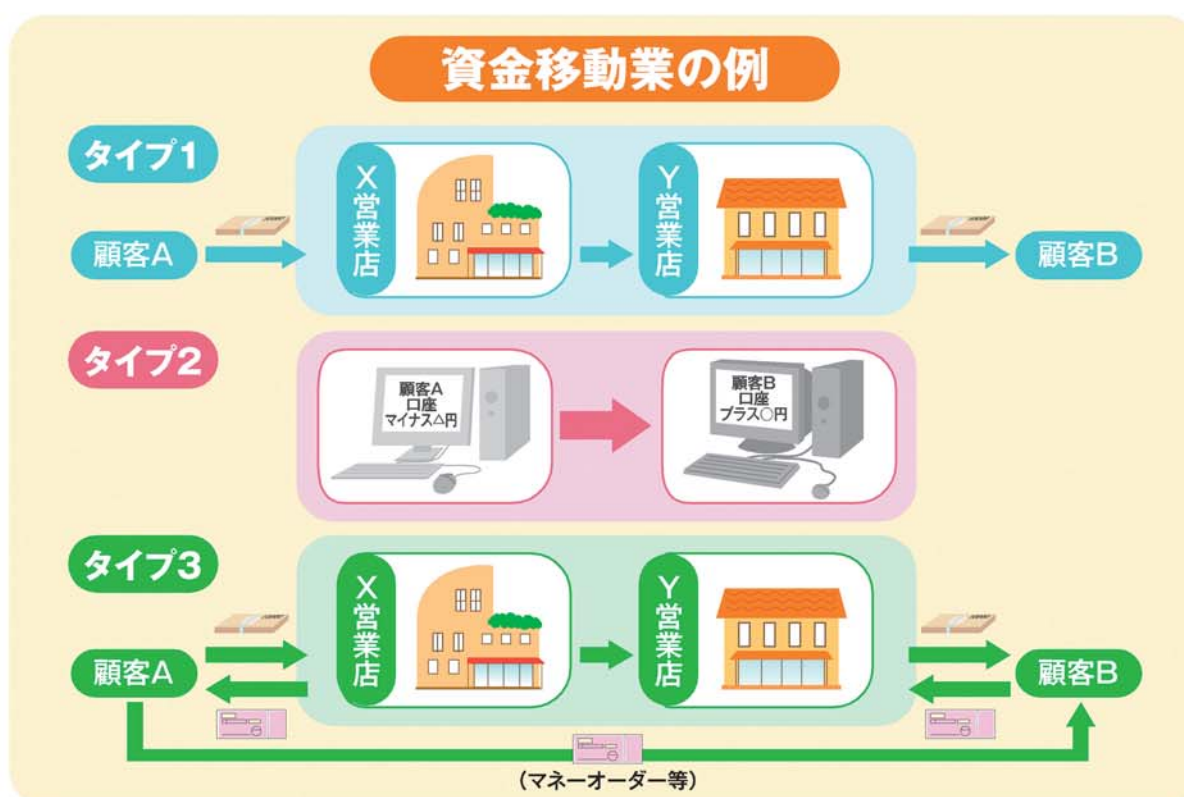
「資金移動業」とは、銀行等以外の一般事業者が為替取引（1回当たりの送金額が100万円以下のものに限る）を業として営むことをいい、登録を受けてこの資金移動業を行う者を「資金移動業者」といいます。なお、「為替取引」とは、顧客から依頼を受けて資金を移動するサービス（資金移動サービス）をいいます。

### ■ 資金移動業創設の背景

インターネットの普及等により安価で便利な送金サービスのニーズが高まっていること等から、利用者保護を図りつつ、このようなニーズに対応するために、資金移動業を創設しました。

### ■ 資金移動業の具体的内容

資金移動業の具体例としては、依頼人が資金移動業者の営業店に現金を持ち込み、受取人が別の営業店で現金を受け取るサービス（タイプ①）や、資金移動業者が開設した依頼人の口座と受取人の口座との間で資金を移動するサービス（タイプ②）、資金移動業者が一定の金額が記載された証書（マネーオーダー）を発行し、証書を持参してきた人に支払を行うサービス（タイプ③）などが挙げられます。



### ■ 資金移動業者の監督

金融庁・財務局は、資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するために、報告や資料の提出を求め、立入検査ができるほか、必要に応じて業務改善命令や登録の取消し等の処分を行うことができるとされています。

## 資金移動業の利用上の注意

### ■ 資金移動業者登録の確認

資金移動業については、株式会社のみが登録を受けることができるとされています。

なお、「資金決済法」に相当する外国の法令で登録等を行っている外国資金移動業者については、我が国で資金移動業の登録を行うに当たり、国内に株式会社を設置することまでは求めていませんが、事業者の実態を把握し、適切かつ実効性のある監督を行う観点から、国内に営業所を有することを要件としています。

利用される事業者が登録を受けた資金移動業者であるかどうかについては、金融庁ホームページの「所管金融機関の状況」の中の「免許・許可・登録等を受けている業者一覧 (<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>)」で確認することができます。

### ■ 利用者保護の仕組み

資金移動業者は、滞留資金の全額以上に相当する額の履行保証金を供託すること等が義務付けられており、万一、資金移動業者が破綻した場合等には、履行保証金から配当を受けることで、利用者保護が図られます。

### ■ 銀行等が行う為替取引との誤認防止

資金移動業者は、銀行等が行う為替取引との誤認防止のための説明義務が課されており、①銀行等が行う為替取引ではないこと、②預貯金等を受け入れるものではないこと、③預金保険法等による保険金の支払の対象とはならないこと、等について説明しなければならないこととされています。

### ■ 契約内容の確認

資金移動業者は、資金移動業に係る契約の内容のうち、手数料などの重要な事項について説明を行うことが義務付けられています。特に、利用者が国外送金を行う場合には、資金移動業者が提示している為替レート（計算方法も含む）や手数料などを、よく確認した上でご利用ください。

### ■ 受取証書の交付

資金移動業者が利用者から資金を受領したときは、利用者保護上の観点から、マネーオーダー等を発行する場合を除き、利用者に対して受取証書を交付することが義務付けられています。この場合、利用者があらかじめ承諾をしていれば、資金移動業者は、受取証書の交付に代えて、メール等の電磁的方法により情報を提供することが認められています。

### ■ 本人確認

資金移動業者が提供する資金移動サービスを利用する場合には、運転免許証等による本人確認が必要となる場合があります。

※ 10万円を超える現金の受払いを伴う送金や、資金移動サービスを利用するために送金用口座を開設する場合など。

## 資金決済法 Q&A

**Q 1 「資金決済法」は、すべての前払式支払手段を規制の対象としているのでしょうか。**

乗車券、入場券など整理券としての性質を有するものや、有効期限が6月以内であるもの、国又は地方公共団体が発行しているものなどについては、「資金決済法」の規制の対象外となっています。

**Q 2 ポイントについては「資金決済法」の規制の対象となっているのでしょうか。**

いわゆるポイントについては、金融審議会での議論等を踏まえ現時点では制度整備を行っていませんが、ポイントと称していても、利用者が対価を支払って発行されると認められるものについては、前払式支払手段に該当し、「資金決済法」の規制を受けることとなります。

**Q 3 前払式支払手段については原則として払戻しが禁止されていますが、どのような場合に払戻しが認められるのでしょうか。**

払戻しの金額が直近半年間の発行総額に対して100分の20以下である場合や、利用者のやむを得ない事情によって前払式支払手段の利用が著しく困難になった場合などには払戻しが認められます。

**Q 4 資金移動業登録を行っていない外国の事業者が、日本に向けて資金移動サービスなどの勧誘を行うことは問題ないのですか。**

「資金決済法」では、我が国で資金移動業登録を行っていない外国資金移動業者が、日本国内にある者に対して為替取引の勧誘を行うことを禁止しています。

**Q 5 銀行等が行う為替取引と資金移動業者が行う為替取引とは、どのような点が異なるのですか。**

銀行等が行う為替取引は「預金保険法」の対象であり、銀行等が破綻した場合には、同法によって保護されます。一方、資金移動業者が行う為替取引は「預金保険法」の対象ではなく、資金移動業者が破綻した場合には、「資金決済法」に基づき資金移動業者が供託等をしている履行保証金から配当を受けることとなります。

また、銀行等が行う為替取引には金額の制限がありませんが、一方、資金移動業者が行う為替取引は、1回あたりの送金上限額が100万円と少額の取引に限られています。

